

低開発国における財政自主権の確立過程: インド財政を例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山村, 勝郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/37224

低開発国における財政自主権の確立過程

——インド財政を例として——

はじめに

一般に財政は国家の経済活動であると規定される場合に、国家主権を権力的基礎にした経済活動であることは当然の前提となつている。ところが低開発国の場合には第二次大戦前までは植民地支配の下で、国家主権の独立性が確立されていなかったことは周知のとおりである。国の歳入歳出を経理する財政活動は行われていても、それは自国の主権確立の物質的基礎としての性格をもっていない。第二次大戦後政治的独立を達成した国では、一般的には財政自主権も独立にもなつて与えられるが、政治的独立と財政自主権の確立は同義的に考えられてはならない。植民地支配のもとすでに財政自主権の獲得は民族独立運動ないし反帝闘争の一つの柱となつていたのである。

本稿では低開発国における財政自主権の確立過程を低開発国財政史の重要なモチーフとして把え、これをインド財政について考察しようとするものである。なお、紙面の都合上、ここでは歴史的経過の素描にとどめる。とくに重点を政治的独立が達成される直前の第二次大戦時の戦時財政におき、財政自主権の確立過程において戦時財政がいかなる意味をもつかを考察しようと思う。

山 村 勝 郎

I 植民地下インドの財政構造

帝國主義國の植民地支配は植民地の財政權掌握を重要な柱としていた。諸列強は植民地支配体制を確立する過程で、被支配國政府から財政權を完全にとり上げた。財政權のなかでも中心をなすものは、関稅制度の決定、租稅の徵收、予算の編成、通貨の發行に関する權限であつて、これらの權限はすべて本國が掌握する財政機構が作り上げられた。このため、植民地においては財政と自國經濟との有機的關連はたち切れ、財政政策は本國の利益が第一義的となる。

インドでは一七六五年の東インド会社による租稅徵收權の獲得をもつてイギリスの支配が始まり、一八五八年のインド統治法によりイギリス政府の直接統治下に入った。その間インド国内では、地租改定による私的土地所有の確立と地租の金納化、人頭稅の廢止、領内通過稅・領内設置の市場に対する課稅の廢止、通貨の統一、東インド会社の貿易独占權の廢棄など旧制度の改革が行われた。これによつてインドに近代的財政制度が導入された。しかしこの改革を通じてインド国内の資本主義の發展をおし進めるような財政機構が国内の政治權力によつてつくられたのではない。近代的財政制度はイギリス産業資本のための植民地市場の基礎的諸條件を整備するものであり、イギリス資本による植民地支配を制度的に確立したにすぎない。そしてこの改革で中央集權化された財政權は、一八五三年の特許条令により總督の手に掌握されることになり、本國ではインド大臣が新設された。このイギリス本國インド担当大臣が「インドの歳入および歳出に關係ある一切の事項を監督および支配する」最高機關となつた。この骨格は、後の一九一九年の統治法改正においても、一九三七年の新統治法でも基本的なうけつがれている。⁽¹⁾

植民地的財政機構のもとでは、インドは自國の利益を財政に求めることはできなかった。植民地財政の運営は、まずイギリス資本の經濟活動およびその取扱う商品に課稅上の治外法權を与えること、インドの對外支払能力を確保するため貿易収支の黒字を維持すること、現地通貨の価値を安定させておくことを前提條件としていた。そして

この条件をみたす財政政策は、財政規模の抑制と均衡財政あるいは超均衡財政であった。そこで、産業資本の確立していかない段階で財政自由主義の思想が輸入され、安価な政府が基調とされた。

植民地下の財政構造を歳入と歳出の両面から見てゆくと、まず歳入の中心となる課税権がイギリス本国に握られているので国内所得を十分に捕捉できないことが特徴である。所得税は一八六〇年に新設（途中で中止され八六年から再設）されたが、この所得税は農業所得を課税対象からはずし、外人所得（国外に支払われる恩給、ポンド公債利子、外人事業所の利潤等）を免税としていたから、所得税収入は主要な財源とはならなかった。関税収入もイギリス商品のインド市場への輸出を有利にするため、関税率は低く押えられ、一九一〇年代までは関税収入は全収入の五％に満たなかった。したがって主要な税源は封建的貢租を継承した地税を主とし、塩税・阿片税・内国消費税にかぎられていた。他方、経常支出はいかに国内的要因からの財政需要が大きくても、上述のように限られた経常収入の範囲内におさえる政策がとられた。財政赤字による通貨価値の変動、貿易収支の悪化が最も警戒されたからである。インドの通常会計では均衡財政の原則は第一次大戦時まで支配していた。大戦時には戦費負担のため赤字財政を余儀なくされたが、戦後は再び均衡財政にもどった。かくて経費増大のテンポは緩慢であり、中央・地方を通ずる財政支出合計額は一八五八年から一九三八年の八〇年間に四倍に拡大したにすぎない。⁽³⁾

支出抑制政策により公共投資は全体としてはおさえられたが、植民政策上必要なもの、あるいはイギリス資本の投資対象となるものについては、事業公債を財源として実施された。通常会計の均衡原則とは対照的に事業公債はイギリス資本の投資対象となり、いくらか経常収支を均衡させても、インド財政の対英債務は増大することになる。公共投資のなかで最も大きいものは鉄道建設である。鉄道建設は第一にはイギリス資本のための植民地市場の拡大、第二には植民地の拡張と国内鎮圧の手段として、第三には投資対象として、一八六九年から着手され、その財源をロンドン市場での公債募集に依存した。⁽³⁾ 鉄道公債はとくに二〇世紀に入るとロンドン市場で人気が高くなった。

これは民族運動の激化に伴い私的投資よりも財政力を担保にした公債への投資が選ばれたからである。これに対して農業生産に必要な灌漑事業は当初から不生産的事業とみなされ、インド政府の借款は拒否された。インド財政にとつては水利費収入・地稅収入の増収が期待されるので、欠損つづきの鉄道よりも灌漑事業の方がひき合う投資であつたが、イギリス本国の選択が優先し、鉄道事業が第一にとり上げられた。

かくして、インドの政府事業はイギリス資本の投資対象となつたため、インド財政にとつて公債費は最大の負担となつた。この公債費（ポンド公債）の支払をはじめインド政府がイギリス本国に支払わねばならぬ経費は本国費（home charge）と呼ばれた。本国費は経費のあらゆる項目に含まれているが、主なものは生産公債費（公共事業公債利子）、鉄道経費（大部分は公債利子）、軍事費、行政費、雑費（退職イギリス人の恩給等）等であつた。この本国費は公債が累積した一九三六年にはインド經常経費の約二八%を占めていた。しかも本国費はインド予算の編成とは無関係にイギリス本国でポンド建てをもつて編成される既定費であり、インド政府が否応なく支出せねばならぬものであつた。まさにインド財政は本国費支払を保障するために運営されたといつてよく、インドは国内経費を切りつめて、その富をこのような財政的手段を通じてイギリス本国に流出させていたといえよう。

II 第一次大戦後の植民地財政の変化

第一次大戦時にはインドの植民地的財政負担は頂点に達した。軍事費の財政負担については次節で述べるが、大戦によつてインドの公債は累積し、財政状態は窮迫した。しかし大戦後、世界資本主義は全般的危機の段階に入り植民地・半植民地においては労働運動と民族独立運動が高まつてゆく。インドでは大戦を契機にして資本主義は綿業・鉄鋼業の分野で発展しはじめた。もちろんインドにおける資本主義は国家権力による産業保護政策を全く欠くという条件のなかで、きわめて小規模で停滞的なものにならなかつた。それでも大戦時の価格騰貴によるプー

ムにより急激な資本蓄積が行われ、大戦後にはインドは世界第八位の工業国といわれるまでに国内産業を發展させた。こうした資本主義の一定の發展を背景に民族独立運動が昂揚し、この流れのなかで、財政自主権獲得の要求が高まって行つた。

財政自主権とくに関税自主権の要求は、すでに第一次スワラージ運動（一九〇五年から開始）の中で強く打ち出されている。第一次大戦時にはインド政府は財政の窮迫を関税の引上げや新税とくに所得税の増税によって切りぬけようとして旧来の租税制度の改正に着手した。この場合、これまで治外法権視されていた本国資本・商品への課税が、税源拡大の面から必要となつて来た。民族運動の側ではこの問題を財政自主権の回復という観点からとらえて、植民地的税制の改正を要求しはじめた。

インドの一九一九年新統治法にはじまる財政改革は、植民地制度のもとで部分的に地方自治制を承認して、中央の権限の一部を州に委譲することを主眼としていた。すなわち、教育、保健、衛生、土木および産業奨励などの民政的行政を州自治に委ねる移譲事項とし、これに伴いはじめて中央と州の財政が分離された。州財政は地租、水利費、消費税、登録税等を財源として持つことになり、産業助成、社会政策、教育、公共土木事業をまかなうものとされた。また灌漑事業も州の事業となり、公債を財源となしうることとなった。この改革は一方では民族運動の昂揚を緩和するため制限的に自治を与える反面、国内開発の担当責任を中央政府から州に転嫁しようとするものであった。州は僅少の財源で過大の事業をおしつけられ、財政的困難が州にしわよせされる形となった。大戦後の国内の経済的不安から第二次スワラージ運動が起つたが、このとき再び与えられた財政自治がきわめて制限的であつて州財政を悪化させることが問題となり、新たな財政改革を要求した。運動は激しい反英抗争に發展したため、イギリスはさらに譲歩を余儀なくされた。一九三五年の統治法によつて連邦制の樹立、州の全面的自治制、州および連邦における責任政治が規定され、財政面でも地方自治を裏打ちするため、中央から州への税源および税収入の付与が行

われた。こうして州の段階で財政自主権は形式的にはせよ、次第に獲得されていった。もっとも中央財政を本国の掌握下におき主要収入源をここに集中し、財政力の弱い州で民需をまかなう方針はこの時も貫かれた。

関税政策についても、第一次大戦後に保護関税の要求が高まった。従来イギリスは関税率の決定権をもち、インド国内産業を保護する関税を採用せず、第一次大戦時の関税引上げも財政的理由からの収入関税であった。インド資本の成長につれて一九世紀末から保護関税の要求があがっていたが、イギリスは承認しなかった。この要求が取り上げられるのは一九一九年の財政改革以後である。一九二一年から設置された財政委員会は、保護関税採用に関する審議機関の設置を提案し、それに基いて二三年に関税委員会、二四年にインド関税法および製鋼業法が成立、これにより特定産業が対象にされたにすぎないが、はじめて保護関税が導入されたのである。

III 両大戦間の軍事費と英印財政協定

(1) 第一次大戦以降の軍事費負担

国家主権と最も密接にかかわりのある軍事費についても、その負担をめぐって第一次大戦以降インドの自主性が主張されてゆく。以下両大戦間の軍事費問題を取り上げたい。

インドが国力に比しつねに過大な軍事費を負担していたのは、インド軍の植民地的性格によるものであった。インド軍は自国の防衛、治安の維持を主要な任務とした軍隊ではなく、イギリス帝国の総兵力の一部を構成し、とくにイギリスの植民地戦争に動員された。一九世紀中葉から第一次大戦に至る時期にイギリスはインド軍を近隣諸国侵略のために使用し、そのためインド軍はイギリス本国によってインド国外にしばしば動員された。しかもその戦費の大部分がインドの歳入あるいは公債をもってまかなわれた。⁽¹⁾

このような植民地的軍事費負担は第一次大戦の時に最も典型的にあらわれた。インドの国内法—Government of

第 1 表 インドの軍事費 (1913—1938)
(単位：10万ルピー)

年 度	経常勘定 歳出総額	軍 事 費 (純 額)	歳出に占める 軍事費の割合
1913/14	9,812	2,984	30.04
1914/15	9,700	3,065	31.60
1915/16	10,096	3,339	33.07
1916/17	10,758	3,749	34.85
1917/18	12,759	4,356	34.14
1918/19	15,953	6,672	41.82
1919/20	18,732	8,698	46.43
1920/21	19,668	8,175	41.56
1921/22	10,884	6,981	64.14
1922/23	10,431	6,527	62.57
1923/24	9,907	5,623	56.76
1924/25	9,706	5,563	57.32
1925/26	9,759	5,600	57.38
1926/27	9,789	5,597	57.18
1927/28	9,280	5,479	59.04
1928/29	9,282	5,510	59.34
1929/30	9,656	5,510	57.06
1930/31	9,784	5,430	55.50
1931/32	9,540	5,176	54.26
1932/33	8,602	4,674	54.22
1933/34	8,012	4,442	55.44
1934/35	8,323	4,434	53.27
1935/36	8,309	4,498	54.13
1936/37	8,089	4,545	56.19
1937/38	8,657	4,735	54.70
1938/39	8,511	4,618	54.26

(注) 浜渦哲雄「インドの戦時財政」(アジア経済第32号所収)より引用
原出所：Reserve Bank of India, Banking and monetary Statistics of India, pp872 ~874

India Act—ではインドの領土外での軍事作戦の費用をインドの歳入でまかなうことを禁止する規定があったが、戦争の初期の立法議会で特別決議を行い、ヨーロッパ派遣軍の通常費の負担を認めた。戦争が長期化したため、インドは第一次大戦中に五五万二〇〇〇人の戦闘員と三九万一〇〇〇人の非戦闘員をヨーロッパに送り、この派遣軍の通常経費の負担は軍事費を膨脹させた。第一次大戦の始まった一九一四—一五年にはインドの軍事費は三億六五〇万ルピーで、これは経常勘定歳出総額の三一・六〇%にあたった。その後軍事費は急増し、一九一八—一九一九年には一九一四—一五年の約二倍をこえる六億四〇七〇万ルピーとなり、歳出総額に占める割合も四一・八二%まで上昇した。結局、インドは第一次大戦時に本国に対する戦時拠出金一八億九〇〇〇万ルピーを含めて、三六億四

〇〇〇万ルピーの戦費を負担した。これは戦前水準から見れば約三年分の歳入額に相当する額であった。戦時中の軍事費は戦争が終結し、軍の動員が解除されれば減少するものと考えられていたが、終戦直後にアフガン戦争が始まり、さらにイギリスはインド軍の近代化による軍事力の強化を目ざしたため、戦後も軍事費は膨脹をつづけた。そして一九二〇／二一年には軍事費は八億一七五〇万ルピーに達し、その翌年には歳出額は削減されたのに、軍事費の縮小が遅れたため、同年の軍事費の割合は六四％にまで達した。(表1参照)

しかし、第一次大戦後、民族独立運動が昂揚すると共に、軍事費の植民地的過重負担は反帝・反植民主義の要求、さらに財政自主権確立の要求のなかで、とくにナシヨナリストにより批判の槍玉にあげられることになる。インド財政史の著者 K. T. Shah *の* *Sixty years of India Finance* (一九二七年) のなかで「それ(インドの国防政策(筆者注)はまず第一にインド国民の能力をこえた最も高価な政策である。それはインドの歳入の増加部分をすべて吸収し、政府が金のかかるあらゆる国内改良事業を好意的に考えることを不可能ならしめた。それはまたインドをして経費のかかる、不必要な、非生産的な領土の合併を行わせ、インド政府を近隣諸国の疑惑にさらした。最後に、それはイギリスの影響の下でインドをして世界政治において不必要な、正当化しがたい地位を得させしめ、それによってわれわれは、近隣諸国との紛争にさらに深く巻き込まれている。それはわれわれの求めるところでも、また利益となるものでもない。インドは平和を望み、近隣諸国の平和をみださないであろう。なぜ全く不必要な目的のために大浪費をしなければならぬのか。」と軍事費負担の反民族的性格をきびしく批判している。民族独立運動の高まりのなかで、インド議会においても軍事費削減の動きが出はじめ *the* *Hechape Committee* (一九二二年) は各種の軍事費節減勧告を行った。このため一九二二年以後、軍事費は漸減の傾向をたどり、とくに世界不況のため深刻な財政危機が慢性化した一九三〇年代には財源上からも軍事費削減はさけられず、一九三三／三四年からは四億ルピー台に押えられた。しかしそれでも軍事費の比重は全体の五〇％台を保っていた。

インド財政の事情からすれば、こうした軍事費の抑制は望ましい傾向であり、また植民地的財政構造改革の一つでもあった。だが本国イギリスにとっては、インド軍は英帝国軍の一部であり、英帝国の防衛上軍事費抑制による軍近代化の遅延は重大な問題であった。そこでイギリスはインドが不況によって財政危機におちいると、インドに財政援助を与えて軍事力の維持を図った。インド議會はインドの防衛は英帝国の経済的諸權益の防衛であるから、インドの軍事費に対し英帝国の歳入からそれ相應の援助を与えるべきだとの要求を出していたが、この要求を審議した *Capitation Rate Tribunal* の勧告は財政援助の必要性を認め、一九三三／三四年から一五〇万ポンドの財政援助が与えられることになった。インドの立法議會は一九二一年に、インド軍は英帝国の総兵力の一部であるという考え方に反対し、軍事力の使用は外国の侵略に対する防衛と国内の平和維持に限ることを勧告する決議を採択したが、三三年度からの財政援助受入れは、インド軍が英帝国兵力の一部であることを自認することを意味することとなった。

その後、第二次世界大戦の準備にイギリスがとりかかり始めたとき、いわゆるチャトフィールド委員会が設置された。同委員会はインド軍の近代化の速度を早めるため、一九三八年九月に設置されたもので、翌年一月には陸海空三軍の装備増強に必要な経費四億五七七〇万ルピーのうち、四分の三をイギリスからの贈与、四分の一を借款でまかなうことを勧告した。*Tribunal* とチャトフィールド委員会の勧告は、両方ともインドの対外防衛はインドとイギリスの共同責任であるとの考え方に立脚しており、インドの軍事費に対する財政援助も英印両軍の相互援助を強化するために与えられるものとしている。そして、第二次大戦の勃発と同時に英印間の軍事費の分担を規定した英印財政協定 (*Financial Agreement*) が締結されるが、この協定の基調も前述の二つの勧告の線に基いたものであった。

(2) 英印財政協定 (*Financial Agreement*) とその運用

一九三九年九月三日、イギリスがドイツに宣戦を布告すると、インドも自動的に参戦国となった。つまりインド総督はインド担当相の命令で参戦措置をとった。これによりインドはアフリカ、中近東、アジアの各地に兵員を派遣するとともに、これらの地域における連合国作戦部隊の兵站基地となった。そこで英印間での戦費の分担が具体的に問題とされた。一九三九年一月に締結された英印財政協定は戦費の具体的な分担をとりきめたものであり、この協定によってインドの軍事費負担の限度は次のように決められた。

(一) 平時におけるインドの通常の純軍事費と目される一定額。

(二) それに物価上昇分を加えたもの。

(三) インド自身の利益のためにインドが実施し純然たるインドの債務とみなされる戦争政策の費用。

(四) インドの海外派遣軍を維持する特別費一〇〇〇万ルピー。

この財政協定は、インドの軍事費を負担能力の範囲内に抑え、軍事費の分担基準を明確にすることを規定したもので、軍事費の増大に対するインド側の恐怖感あるいは抵抗をやわらげることを配慮している。実際、第二次大戦中、戦費の激増につれてイギリス側から、インド防衛の共同努力の費用の配分が財政協定では自国に不利なのでこれを廃棄し、新しい協定を結びたいとの要求が出されたほどであった。インド側もこの協定による軍事費分担基準の変更には頑強に抵抗し、結局このイギリスの要求は取り下げられた。この点から見ると、第一次大戦以降高まつて来た民族独立運動を背景にして財政自主権拡大を目ざした軍事費負担に対するインドの対英批判が一定の成果を収めたといえるであろう。

しかし反面、イギリスはこの財政協定によってインドからの軍事費の借上げを合法化することができた。すなわち、インドが日本軍侵攻の危機にさらされ、インド自身の防衛のためにイギリスの軍事費分担が激増しはじめると、自国の軍事費の負担をインドに一時的に肩代りさせるという措置をとったのである。インド政府がイギリスのため

に軍事支出をした場合には、イギリスは戦後これを弁済するが、戦時中はインドがこれを立替えるという形式は、英印財政協定からひき出されたものである。しかもイギリスは財政協定でイギリスの負担分と決められた軍事費をインドにポンドで支払いながら、その自由な使用を認めず、イングランド銀行に凍結したので、いわば戦時中は返済に應ずる必要のない強制的借上げとなった。大戦中に軍事費の分担基準の改正を要求したのは前述のとおりであるが、それを取り下げたのは、強行するとインドの国民感情を害して戦争に支障が生ずると見たためであるが、植民地的金融操作でイギリスは軍事費の実質的負担をまぬがれていたからである。

IV 第二次大戦時のインド財政

(1) 第二次大戦時の軍事費膨脹

第二次大戦にインドが参戦した当初は、戦場はインドから遠く離れており、軍事費の急激な増大をもたらすことはなかった。一九四〇年に入ると、ドイツがヨーロッパ諸国を席捲したため、ヨーロッパ諸国とインドの貿易は途絶し、インドでも戦争局面の変化に対応して陸海空軍の拡張と緊急事態に備える準備が始められた。その後戦況はバルカン諸国に拡大し、イラクが枢軸側についたため中東情勢が悪化したので、西部国境に備えて軍備が強化された。さらに一九四二年になると東側から日本軍の侵攻が始まり、同年二月にラングーンが陥落するに及んで日本軍のインド侵攻の脅威が現実的なものになった。こうして戦況がインド本土に及んできたときから、戦費の急激な増大が始まる。しかし一九四二年までは陸海空三軍の強化・拡大によってインドの軍事支出は増大したものの、英印財政協定のおかげでインド自体の軍事費の増加はある程度抑えられ、イギリスの立替え軍事費の方が増加することになった。立替え軍事費は主に装備・軍事施設の強化など資本支出に使われ、一九四一年にはインド自体の軍事費を上回るようになった。

第2表 第二次大戦中の軍事費
(単位：1000万ルピー)

年 度	インドの 軍事費	立 替 え 軍 事 費	合 計
1939/40	49.54	4.00	53.54
1940/41	73.61	53.00	126.61
1941/42	103.93	194.00	297.93
1942/43	267.13	325.48	592.61
1943/44	395.86	377.87	773.73
1944/45	458.32	410.84	869.16
1945/46	395.32	374.54	769.86
合 計	1743.71	1739.73	3483.44

(注) 浜渦哲雄前掲論文より引用

原出所：Reserve Bank of India, Report on Currency and Finance 1946
-47, p. 65.

しかし、日本軍の侵攻の脅威がインドに及ぶようになって以後、インド自体の軍事費は激増することになる。総軍事費は一九四二／四三年では五九億二六二〇万ルピーに及び、平時の軍事費の一二倍強になった。さらに一九四四年三月には日本軍のインパール作戦が始まったため、一九四三／四四年の軍事費は七七億ルピー余、四四／四五年には八七億ルピーに増大した。そしてインドの国土の一部が戦場になると、財政協定に従って、国内での戦費はもとより海外からの増派軍の費用もインドの負担にされ、インド自身の軍事費は立替え軍事費を上回るようになった。この時期にはもはやインドに過大な軍事費の負担を負わせないことを規定した財政協定の目的は果しえず、軍事費の分担割合はインドにきわめて不利となった。

結局、一九三九／四〇年から四五／四六年までのインド自身の軍事費累計は一七四億三七一〇万ルピー、立替え軍事費累計は一七三億九七三〇万ルピー、両者総計が同期間中における政府総支出三九九億ルピー余に占める比率は八七・四％にも達した。政府総支出は一九三八／三九年の八億ルピー余から四五／四六年の八六億ルピー余へと一〇倍に膨脹したが、その大部分は軍事費の増加によるものであった。植民地下のインドで財政規模が短期間にこのように急激に膨脹したことはなかった。中央・地方を通ずる政府総支出は一八五八年から一九三八年の八〇年間に僅かに四倍しか膨脹しなかったことを見ると、第二次大戦時の膨脹の大きさがわかるであろう。

(2) 戦時財政の歳入政策

前述のように大戦前までインドの歳出増加がスローテンポであ

つたのは、本国費支払いの必要上、ルビー平価の安定と輸出増進は至上命令とされていたため、伝統的に財政収支の均衡に大きな努力が払われ、税収の範囲内に歳出を抑制する政策がとられて来たためである。ところが第二次大戦による歳出の膨脹は従来の均衡財政政策の継続を不可能にし、赤字財政、とりわけ通貨の増発による財政資金の調達に依存することになった。一九三九/四〇年から四五/四六年までの総財政支出は三九億五八〇〇万ルビーであったが、このうちの三七%が税収と税外収入でまかなわれたにすぎず、残りの六三%は公債収入および通貨の増発により調達された。通貨の増発によってまかなわれた分は一〇七億ルビー余(二七%)に及び、これによってインド経済に戦時インフレをひきおこした。もともとインド教府自体の財政支出だけなら税収と一般借入れで充足しえたが、前述のように立替え軍事費つまり連合軍の軍事費は英本国にとめおかれたため、インド政府は立替え軍事費をも含めた総軍事費の調達責任を負わされ、この分が通貨増発となったことになる。

戦時中歳入総額に占める税収の割合は、戦前に比べ大幅に低下したが、直接税、間接税を問わず税率の引上げ、新税の導入等によって増税政策がとられた。中央政府の税収は一九三九/四〇年から四五/四六年の間に八億ルビー一余から二八億ルビー一余へと三倍以上に増加した。税収の大部分は所得税・関税・消費税の三つであったが、このうち所得税(法人税を含む)の伸びが最も大きく、同期間中に一億六五八〇万ルビーから一四億九八〇〇万ルビーへと約一五倍に達した。このため戦前は所得税収は全税収の二二%にすぎなかったものが、一九四五/四六年には五七%となり、直接税中心の租税体系が出現した。戦前の税収構造は関税収入が五割以上を占める間接税中心の体系であったが、関税は戦争による輸出入の激減のため戦前よりも減収になった。政府は輸入税率の引上げや特別加重税の課徴を行ったが、最大の貿易相手国イギリスの対印輸出能力の低下、枢軸国圏との貿易停止、船舶の不足などが原因で貿易量が縮小した。関税収入が回復したのはようやく一九四五/四六年になってからである。つぎに消費収入は既課税品目の税率引上げ、タバコ、植物油、タイヤ、チューブ、茶などへの新規課税、国産品による輸入

代替の進展によって急速に増加し、戦時中に税収は七倍以上にも上昇した。また増税政策とやらんで政府事業料金の引上げも行われ、このため鉄道・郵便・電信事業収入および通貨増発による準備銀行の利益納付金を主とする通貨・鑄貨収入を合わせた税外収入の増収も歳入増加に大きく寄与した。

第二次大戦までのインド税制は植民地的税制の特徴を持ち、内国税収入がきわめて少く関税収入に依存する傾向をもっていた。これは本国資本の経済活動にいわば課税の治外法権を認めていたこと、民族産業が育成されず農所得もきわめて低水準におかれていたことなどが原因となっている。課税の側から見れば、植民地的制約によって税源を十分捕捉できないことが内国税とくに所得税の収入に依存できない原因であった。ところが戦時財政という特殊事情によって、インド政府自身の課税権を行使し、税源を拡大することができ、国内企業の軍需景気による戦時利得を捕捉することになった。戦後になって短い戦争ブームが終り、法人税・所得税の収入は低下して再び間接税中心の租税体系にもどるけれども、戦時中に税源拡大の途を開いたことは、後にのべる対英債務の返済の点からも、戦後の財政発展のいと口となった点でも意義は大きい。

つきに公債の増発による財源調達については、大戦中の総財政支出三九九億ルピー余のうち一四五億ルピー余（三六％）が公債収入でまかなわれている。しかしインド経済の公債消化能力は低く、歳入不足二五三億ルピー余のうち約五七％が公債収入でまかなわれたにすぎず、残りの四三％は通貨増発に依っている。したがってインド政府のルピー債務は一九三九年三月末から四六年三月末までに七〇億ルピー余から一九一億ルピー余へと約二・七倍に増加したにとどまり、税収の増加率に比べて公債の歳入への寄与率は低かった。

公債による財源調達が相対的に小さかったのは、インド国内の公債市場の未発達とロンドンでの外債発行が中止されたことによるものであった。大戦開始後、イギリスはインド政府のイギリスでの起債を禁止しただけでなく、むしろ対印投資を一部回収して軍事支出に充当したので、インドは公債の受入れ先を国内市場に限定せざるをえな

かった。一九四〇年からインドでは国防貯蓄運動が展開され、さらに四三年からは強制貯蓄制度も導入された。この間発行された公債の利率は三%以下に押えられ、償還期間も長期化した。税収と税外収入によってカバーできなかった財政赤字をすべて公募の公債収入によってまかなうことはできなかったが、三%以下の低利で多量の公債が消化できたことは、国内財源の拡大という点から見れば、財政力を強化する途を開いたことになる。戦前まではインド国債の応募者は主にロンドン市場であり、本国資本の投資先として有利な公債が選ばれ、その結果、鉄道・電信などの収益を生む資産に投資される生産的公債が主であった。これに対し戦時公債は非生産的な公債を多量に含んでいたが、この公債は国内の蓄積資金や大衆資金の動員によって消化された点の特徴である。しかも、次節で考察するように、インド政府がスターリング債務を返済する政策をとったので、ルピー債の一部がスターリング債の見返りとして発行され、その結果、スターリング債務が事実上完全に償還されることになった。スターリング債の償還が消却でなく、ルピー債への転換にすぎなかったにせよ、インド財政の対英依存を脱却した点では大きな意義をもつものであった。

V 戦時財政と財政自主権の確立

(1) スターリング債務の返済

前述のように、第二次大戦中インドは主として宗主国イギリスの兵站・作戦基地として膨大な物資と役務の供給を強要され、巨額の戦費を負担させられた。そしてこの戦費はインド自身の脆弱な経済力をもってまかなわねばならなかったから、それはインド経済全体に大きな影響を及ぼし、植民地的貧困化は一層進行した。物価水準は二倍以上に上昇し、ベンガルの農村では一五〇万人の餓死者を出すほどであった。インドの戦時財政はこうして国民に大きな犠牲を強いたが、この大きな犠牲によって、植民地下で累積して来た対英債務を返済し、独立後の経済開発

第3表 スターリング債償還と見返り債発行高
(単位：1000万ルピー)

年 度	額面価額 (100万 ポンド)	買 入 れ 価 額		見返りル ピー債 (1000万 ルピー)
		(100万 ポンド)	(1000万 ルピー)	
1937/38	2.99	3.04	4.05	1.12
1939/40	17.09	16.54	22.05	22.79
1940/41	71.29	75.24	100.32	94.86
1941/42	99.04	92.28	123.04	33.58
1942/43	119.00	120.48	161.67	82.62
1943/44	13.02	12.97	17.29	38.42
1944/45	0.41	0.37	0.49	0.17
1945/46	0.28	0.29	0.37	0.01
総 計	323.12	321.21	429.28.	273.57

(注) 浜渦哲雄前掲論文より引用

原出所：Reserve Bank of India, Report on Cu-
rrency and Finance 1946-47, p. 91

のための資金を蓄積することができた。イギリスはインドから軍事費の強制借上げという形で植民地収奪を強要し戦費負担をおしつけたが、このことは逆にインド公債、鉄道に対するイギリスの投資を喪失させることになり、イギリスはインドに対して債務を残すことになった。スターリング債務の返済はインド戦時財政の一つの帰結であった。

インドの対英債務は東インド会社以来長い間累積されて来た。これはイギリス側から見ればインド政府・州政府公債あるいは鉄道への投資であり、最も安定した収入をあげて来たものである。しかしインドにとっては、公共事業資金調達のみならず、東インド会社の債務や帝国主義戦争

の費用負担によって膨脹する債務であり、しかもこの債務の利払いはたえずインドの国際収支を圧迫することになった。

とくにルピーの対外相場が下落したときは、本国費の支払が増大して財政赤字を生み、それがさらに対英債務を生み出すという悪循環をひき起した。そのためインドではスターリング債務の返済は長い間の懸案となっていた。

インド政府は一九三七／三八年からスターリング債の買入れにとりかかったが、外貨不足のために、大戦前には大規模な買入れは実施されなかった。開戦後貿易収支の黒字幅の拡大と立替え軍事費の増加により外貨事情が好転したので、政府は一九四〇年二月からスターリング有期債のルピー債への転換計画を発表し、以来償還を促進するため強制償還制を採

用した。従来の License 制では市場からの買入償還はいつまでも秘密を保つことができずスターリング債の値上りをひき起し、償還コストを高めることになり、また License 制に基づくスターリング債のルビー債への転換は、事実上インド人のスターリング債保有者に限られていたため、インド政府のスターリング償還政策は行き詰ったからである。かくして第一回の強制償還操作で一九四〇／四一年末に六〇〇五万ポンドが償還され、強制償還以外の市場買入れおよび License 制によって一億二千万ポンドが償還された。これにより一九四〇／四一年中に有期限債の大部分が償還されたので、政府は続いて無期限債の強制償還を実施した。この結果、一九四一／四二年の償還額は九九〇四万ポンド、次の四二／四三年にはついに一億一九〇〇万ポンドに達した。有期限・無期限のスターリング債務の返済を完了すると、こんどは増大するスターリング資産を利用して鉄道年賦金の一括返済と鉄道債の償還に着手し、過去の鉄道買収にかかわる債務を繰上げ完済した。かくしてインドは第二次大戦中に三億二二一一万ポンド余の対英債務を返済することができ、その実質残高は戦前に支払っていた一年分の利子以下にまで減少した。正にインドは「数十年間にわたって累積してきた対英債務をわずか約三年間で償却した」(一九四三年二月のインド大蔵大臣の演説)のである。⁽⁵⁾

(2) 戦後開発準備期としての戦時財政

イギリスのインド支配の二大支柱は、第一に植民地支配と密接な関係にある財政機構を通ずる財政支配、収奪であり、第二は対印産業投資による搾取つまり経済支配であった。第一の財政的支配の物質的基礎はスターリング債の累積であったといつてよい。植民地下インド財政の大きな負担であった本国費 (home charge) の五割前後を占めていたのがスターリング債の利子および鉄道年賦金であり、財政政策はこの本国費支払いをいかに保障するかを中心に展開されて来たといつてよい。ところが第二次大戦時のインド財政の遂行過程でスターリング債務を返済することができたのである。もともとインドの戦時財政はイギリスの植民地権益維持のための戦費を肩代りする

役割をおしつけられたものであった。ただ第一次大戦時と異なる点は、戦費を肩代りする場合に英印財政協定によって、軍事費の立替えという形式をつくり上げたことである。この立替え分はインドのスターリング資産として累積され、従来の債務返済に充当されることになった。他方国内では立替え分を含めて軍事費は膨大な額に上ったが、この戦費調達のためにインド政府自身の財政権が拡大強化されざるをえなかった。これまで抑制されていた課税権の強化、公債消化資金の国内調達が戦時財政のもとで可能になり、それはインド自身の財政力を高めたのである。スターリング債務の返済はイギリスによって強要されたインドの戦時財政によって可能になったわけである。この時期にインドはスターリング債務を返済しただけでなく、三・八四億ポンドに上るスターリング資産も蓄積したのであり、この結果、インドは物価の安定とルピーの対外価値の維持を外から強制されることがなくなり、均衡財政を至上課題とする必要もなくなったので、工業化のための支出を増大させうる条件ができたのである。つまり経済政策の自主性を発揮できる基盤をもつことになったのである。

第二の柱であるイギリスの対印産業投資については、戦時期のインドで蓄積された外貨を利用してこれを買収することが計画された。イギリスは軍需物資購入に必要な外貨獲得のため、アメリカ、カナダ、オーストラリア等ではイギリス人の保有する民間投資の売却を行った。インドにも三・五億ポンドと推定される対印産業投資が残されていたので、スターリング資産をその買収に利用すればインフレの抑制にもつながるといふ意見が強かった。しかしイギリスはインドにおいては、英印財政協定によってスターリングと交換にルピーを自由に借りることができたので、他の英連邦諸国のように民間投資を売却してまでルピーを獲得する必要はなかった。そこでイギリスはインドに対する民間投資の売却には応じなかった。その結果民間産業投資の大部分は温存することができ、戦後もイギリスのインドに対する経済的影響力はぬきがたいものがあつた。しかし、植民地支配の第一の柱である財政機構を通じての支配が崩れたことは、インドが経済政策の自主性を獲得したことを意味し、民間部門でイギリスの対印

投資が大きな経済力を持っていたとしても、イギリスの経済的支配力は弱体化したと見なければならぬ。とくに戦後のインドの経済開発においては国家の経済活動の分野が飛躍的に拡大されることを考えると、財政的債務国からの脱却の意義は大きい。⁽⁶⁾

インドは大戦後二年にしてついに政治的独立を達成するが、インドにとって第二次大戦時の戦時財政は植民地財政からの脱却過程であったとともに独立後の経済発展の準備期ともなった。

(注)

- (1) 植民地インドの財政機構については篠原章「植民地下インドの財政政策」アジア経済研究所一九六四年を参照した。
- (2) G. B. Jathar and Beri, *Indian Economics*, vol 2, London 1941. p.534
- (3) 篠原章 前掲書 三四ページ
- (4) Z. A. Ahmad, *Public Revenue and Expenditure in India*, p.47
- (5) K. T. Shah, *How India Pays for the War Bombay 1934*. p.144
- (6) 第二次大戦後の経済開発における国家の役割については、拙稿「低開発国の財政」第二節（現代財政学体系第四卷所収・有斐閣）を参照されたい。